

## 1.1 福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例

〔産業廃棄物指定処理施設設置許可〕（第32条）

条例の趣旨	産業廃棄物等の適正な処理の促進に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、産業廃棄物処分業者、産業廃棄物処理施設の設置者等の講ずべき措置その他必要な事項を定めることにより、良好な生活環境を保全し、もって美しい福島環境を未来の世代へ継承する。
許可の必要な行為	産業廃棄物指定処理施設（廃棄物処理法施行令第7条に規定する産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物の処理施設）の設置 ①処分業の用に供するために設置する場合 ②事業者が、事業場外に設置する場合
許可権者	地方振興局長（県北、県中、県南、会津、南会津、相双、いわき）
許可基準	（共通基準） 1 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。 2 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。 3 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。 4 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。 5 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。 6 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。 （個別基準）（省略）条例施行規則第33条第2項（別表第1）参照。
担当機関	県（出先） 地方振興局 県民環境部（県民） 環境課
手続きフローチャート	（福島県産業廃棄物処理指導要綱に基づく事前協議終了後） <pre> graph TD     A[設置予定者] --&gt; B[許可申請書]     B -- 提出 --&gt; C[知事]     C --&gt; D[審査]     D -- 通知（許可又は不許可） --&gt; A     </pre>
備考	中核市（福島市、郡山市、いわき市）については「福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例」は適用されません。